

愛・地球博の写真及び映像の使用等に関する要領

8 要領第 1 号

令和 8 年 3 月 25 日

一般財団法人地球産業文化研究所（以下「財団」という。）が財団法人 2005 年日本国際博覧会協会から引き継いだ 2005 年日本国際博覧会（以下「愛・地球博」という。）の写真及び映像並びに愛・地球博理念継承発展事業に係る写真及び映像（単体映像作品を含む。）について、使用を希望する場合は、以下の手続きによるものとする。

記

1. 使用できる写真及び映像

許諾を受けて使用できる愛・地球博又は愛・地球博理念継承発展事業に係る写真及び映像は、次のとおりである（皇族及び著名人の写真及び映像を除く。）。

- (1) 愛・地球博の公式記録写真集又は財団のホームページにリンクされている愛・地球博のページに公開されている写真
- (2) 愛・地球博又は愛・地球博理念継承発展事業に係る公式記録として作成された映像
- (3) その他、財団が著作権を有する単体の映像作品（以下「単体映像作品」という。）

なお、写真又は映像の使用に当たって、例えば、特定の出展者（国、企業等）のパビリオン又は展示物がもっぱら中心的な被写体になっているものについては、それらの出展者の許諾を要することがあるので、申請者側において、該当する出展者から使用の許諾を予め取得すること。

2. 申請の方法

愛・地球博の写真又は映像の使用の許諾を受けようとする場合の手続きは、以下のとおり。

- (1) 申請に必要なもの
 - ① 申請書（別紙様式）
 - ② 申請者の概要、使用目的を示す資料など（財団が提出を求めた場合）

- (2) 申請書の提出先

郵送または電子メール

〒103 - 0015 東京都中央区日本橋箱崎町 41 - 12 KDX箱崎ビル 6 階

一般財団法人地球産業文化研究所 宛 「（写真・映像）使用申請」と明記すること

電話 03 - 3663 - 2500（代表）

または moricoro-lc@gispri.or.jp 【件名】 「（写真・映像）使用申請」

3. 許諾の条件

- (1) 財団は、前記 2. の申請書を受理したときは、その申請の内容が愛・地球博の理念の普及啓発に資するものであり、愛・地球博のイメージを損なうおそれがないと認められる場合には、申請のあった写真及び映像の使用を許諾する。

また、前記条件のほかに、単体映像作品の貸出については、公共施設において無料で上映する場合又は公共放送により放映する場合とする。

(2) 「愛・地球博のイメージを損なうおそれ」とは、次のような場合である。

- ① 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に使用されるおそれがある場合
- ② 個人、団体の売名に使用されるおそれがある場合
- ③ 不当な利益を上げるために使用されるおそれがある場合
- ④ 誹謗中傷などのために使用されるおそれがある場合
- ⑤ いわゆる海賊版の出版物又は映像を作成するために使用されるおそれがある場合
- ⑥ 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- ⑦ その他、不適當な使用であると財団が判断した場合

(3) 財団は、申請を受理した後、申請を許諾する場合は、書面等により申請者に通知する。ただし、財団は、許諾後、申請書に記載された目的以外に使用されること又は前記の許諾の条件に反することが判明した場合には、判明した時点で、その許諾を取り消すことができる。

4. 写真の選定及び使用条件

(1) 写真の選定

写真の使用申請に当たっては、愛・地球博の公式記録写真集又はホームページから、使用したい写真をあらかじめ具体的に選定することとする。

(2) 写真の提供

写真はデジタルデータを電磁的な方法で提供する。

提供に当たって費用が発生する場合には、その費用を負担してもらう場合がある。

(3) 写真の使用条件

- ① 写真を複製、譲渡、貸与、販売しないこと。また、許諾された使用目的以外に使用しないこと。
- ② 写真には、次のいずれかの表示（クレジット）をすること。
「一般財団法人地球産業文化研究所提供」
「© GISPRI」
- ③ 写真を掲載した成果物1部を当財団に提出すること。
- ④ 写真のデータについては、使用后、速やかに消去すること。
- ⑤ 写真を許可なく改変等しないこと。
- ⑥ 上記が守られない場合は、許諾を取り消すほか、損害賠償請求や法的措置を講じることがある。

5. 映像（単体映像作品を除く。）の選定及び使用条件

(1) 映像の選定

申請に当たっては、事前に映像使用の目的等を相談すること。許諾できる可能性がある場合には、申請者側が使用する映像を選択することとする。

(2) 映像の貸出

映像は、デジタルデータを電磁的な方法で提供する。提供に当たって費用が発生する場合

には、その費用を負担してもらうことがある。

(3) 映像の使用条件

- ① 映像を複製、譲渡、貸与、販売しないこと。また、許諾された使用目的以外に使用しないこと。
- ② 映像を使用した成果物又は放送番組には、次のいずれかの表示（クレジット）をすること。
「一般財団法人地球産業文化研究所提供」
「© GISPRI」
- ③ 映像を使用した成果物又は放送番組のデータを当財団に提出すること。
- ④ 映像を使用して制作された放送番組等については、その放送日時をあらかじめ財団に連絡すること。
- ⑤ 映像は使用后、速やかに消去すること。
- ⑥ 映像は許可なく改変等しないこと。
- ⑦ 上記が守られない場合は、許諾を取り消すほか、損害賠償請求や法的措置を講じることがある。

6. 単体映像作品の貸出及び上映条件

(1) 単体映像作品の貸出

貸し出する単体映像作品は、DVDに収録されたものである。

(2) 単体映像作品の上映条件

- ① 単体映像作品は複製、譲渡、貸与、販売しないこと。また、許諾された上映目的以外に使用しないこと。
- ② 単体映像作品の上映を予告する広報資料等には、次のいずれかの表示（クレジット）をすること。
「一般財団法人地球産業文化研究所提供」
「© GISPRI」
- ③ 貸し出されたDVDは、上映後、速やかに返却すること。
- ④ 貸し出されたDVDは、大切に使用し、改変等の加工をしないこと。紛失、改変、損傷、汚損等があった場合や、上記が守られない場合は、許諾を取り消すほか、損害賠償請求や法的措置を講じることがある。

附 則

この要領は、令和8年4月1日の申請から適用する。

従前の愛・地球博の写真及び映像の貸出等に関する要領（平成19年6月7日 19要領第1号）は、令和8年4月1日付で廃止する。ただし、当該要領により申請中のもの及び許諾を得ていたものについては有効とする。

別紙様式

愛・地球博写真・映像等使用許諾申請書

年 月 日

一般財団法人地球産業文化研究所 宛

団 体 名

代表者名

印

住 所

担当者名

電 話

メールアドレス

1 使用許諾申請する(写真・映像・映像作品) ←該当するものに○をつける

(使用を希望する内容を具体的に記載してください。写真の場合は、公式記録の該当場所など)
(書ききれない場合は、行を増やさずに別葉としてください。)

2 使用目的

(何に使用するものか、その内容、時期、責任者、定価等、期間等を明記して下さい。)
(書ききれない場合は、行を増やさずに別葉としてください。)

申請に当たっては、

「愛・地球博の写真及び映像の使用等に関する要領(8要領第1号)」の内容を了解しました。

この申請書その他提出書類は、すべて事実と相違ありません。

この申請の審査結果(許諾後の取消しを含む)については、異議申し立ては行いません。

「愛・地球博の写真及び映像の使用等に関する要領(8要領第1号)」を遵守するほか、一般財団法人地球産業文化研究所の指示するところに従います。

(以下、一般財団法人地球産業文化研究所記入欄) (切り離し不可)

許 諾 書

番号

年

月

日

上記の申請を許諾します。

条件を付加することがあります。また、上記の申請の内容に反する場合は、許諾を取り消すことがあります。

一般財団法人地球産業文化研究所 印

印のないものは無効